

公益財団法人市川房枝記念会女性と政治センター一定款

1962(昭和 37)年 10 月 2 日 財団法人設立認可

2013(平成 13)年 4 月 1 日 公益財団法人設立

=もくじ=

第1章 総則

- 第1条(名称)1
- 第2条(事務所)1

第2章 目的及び事業

- 第3条(目的)1
- 第4条(事業)1

第3章 財産及び会計

- 第5条(財産の種類)1
- 第6条(財産の管理)2
- 第7条(基本財産の維持)2
- 第8条(経費の支弁)2
- 第9条(基本財産の処分の制限) ...2
- 第10条(特定資産の処分)2
- 第11条(事業年度)2
- 第12条(事業計画及び収支予算) ...3
- 第13条(事業報告及び決算)3
- 第14条(公益目的取得財産残額
の算定)3

第4章 評議員

- 第15条(評議員)4
- 第16条(選任及び解任)4
- 第17条(任期及び欠員)5
- 第18条(報酬等) 5

第5章 評議員会

- 第19条(構成)5
- 第20条(権限)5
- 第21条(開催)6
- 第22条(招集)6
- 第23条(議長)6
- 第24条(定足数)6
- 第25条(決議)6
- 第26条(決議の省略)7
- 第27条(議事録)7
- 第28条(顧問)7

第6章 役員

- 第29条(役員の設定)7
- 第30条(役員を選任)8
- 第31条(理事の職務及び権限)8
- 第32条(監事の職務及び権限)8
- 第33条(役員任期)8
- 第34条(役員解任)9
- 第35条(報酬等)9
- 第36条(損害賠償責任の免除) ...9

第7章 理事会

- 第37条(設置)9
- 第38条(権限)9
- 第39条(招集)9
- 第40条(議長)10
- 第41条(定足数)10
- 第42条(決議)10
- 第43条(議事録)10

第8章 定款の変更及び解散

- 第44条(定款の変更)10
- 第45条(解散)11
- 第46条(公益認定の取消し等に
伴う贈与)11
- 第47条(剰余金の処分制限)11
- 第48条(残余財産の帰属)11

第9章 公告の方法

- 第49条(公告)11

第10章 事務局その他

- 第50条(事務局)11
- 第51条(委任)11

附則12

- 別表第1 基本財産12

公益財団法人市川房枝記念会女性と政治センター定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人市川房枝記念会女性と政治センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を設置することができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は創設者市川房枝の信念と実績を踏まえて、平和で平等な市民主体の社会の実現を目指し、女性が民主的ガバナンスの積極的な担い手となるために、政治的エンパワーメントの総合的な資源となって、国内および国際社会との連携の日本の拠点となることを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 政治教育・人材養成事業
- (2) 情報収集・保存・提供・発信事業
- (3) 出版及び調査・研究事業
- (4) 国内外組織連携及び支援事業
- (5) 建物の賃貸事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行う。

第3章 財産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産、特定資産及びその他の財産の3種類とする。

2 基本財産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 公益法人への移行時の基本財産として、別表1で特定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

- 3 特定資産は、次の各号をもって構成する。
 - (1) この法人が公益財団法人の設立の登記をした日の前日の財産目録に特定資産として記載された財産
 - (2) 特定資産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会で特定資産に繰り入れることを議決した財産
- 4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 5 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程による。

(財産の管理)

第6条 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は理事会の決議により別に定める資金運用管理規程による。

(基本財産の維持)

- 第7条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1の財産は、この法人の基本財産とする。
- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の決議を要する。
 - 3 別表第2の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とする。

(経費の支弁)

第8条 この法人の経費は、その他の財産をもって支弁する。

(基本財産の処分の制限)

第9条 この法人の基本財産は処分することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会の決議により、その一部に限り処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(特定資産の処分)

第10条 特定資産への繰入及び特定資産の取り崩しは、理事会の決議により、その全部若しくは一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(事業年度)

第11条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第12条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

3 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第13条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の規定により報告又は承認された書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、個人の住所に関する記載を除き一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 評議員及び役員の名簿

(3) 評議員及び役員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 第1項の財産目録等については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

4 定款については、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

5 貸借対照表は、定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第14条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度末日における公益目

的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号に規定する書類に記載するものとする。

第4章 評 議 員

(評議員)

第15条 この法人に、評議員5名以上13名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員会会長とする。

(選任及び解任)

第16条 評議員の選任及び解任は、評議員会会長を委員長とする役員等選出委員会が評議員会に提出した評議員の定員以上の候補者名簿等の資料に基づき、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第179条から第195条までの規定に従い評議員会の決議をもって行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次の(イ)から(へ)に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること

(イ) 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

(ロ) 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

(ハ) 当該評議員の使用人

(ニ) ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

(ホ) ハ又はニに掲げる者の配偶者

(ヘ) ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次の(イ)から(ニ)に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること

(イ) 理事

(ロ) 使用人

(ハ) 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

(ニ) 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

- ④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法
- ⑥特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

- 3 評議員会会長は、評議員会において選定する。
- 4 評議員はこの法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(任期及び欠員)

- 第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。また再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

- 第18条 評議員は無報酬とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、評議員には費用を弁償することができる。
 - 3 第2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第5章 評 議 員 会

(構 成)

- 第19条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権 限)

- 第20条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事(以下「役員」という。)の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額並びに評議員、理事及び監事の報酬等の支給基準
 - (3) 事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
 - (4) 貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書並びに財産目録の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 事業の全部又は一部の譲渡
- (7) 残余財産の帰属の決定
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第21条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

(招 集)

第22条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

(議 長)

第23条 評議員会の議長は、評議員会会長がこれに当たる。

- 2 議長は、評議員会の議事を整理するとともに、第16条第1項の役員等選出委員会の委員長となる。

(定足数)

第24条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決 議)

第25条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項

- 3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第26条 理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続きを第22条第1項の理事会において定めるものとし、第23条から前条までの規定は適用しない。

(議事録)

第27条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名以上がこれに記名押印する。
- 3 第1項の規定により作成した議事録は主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

(顧問)

第28条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 3 顧問は、必要に応じ理事長の諮問に応え、理事長に対し助言することができる。
- 4 顧問は、無報酬とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、顧問には費用を弁償することができる。

第6章 役員

(役員の設定)

第29条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上13名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事長以外の理事のうち3名以内を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に規定する代表理事とし、常務理事をもって同法第197条で準用する同法第91条第1項に規定する業務執行理事(理事会の決議により法人の業務を執行する理事として選定された理事をいう。以下同じ。)とする。

(役員を選任)

第 30 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 31 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 業務を執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 5 理事長及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 32 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事の監査については、法令及びこの定款によるほか、監事全員により別に定める監事監査規程による。

(役員任期)

第 33 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事が第 29 条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 34 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議に

よって解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬等)

第35条 役員には、評議員会において別に定める総額の範囲内において、報酬等の支給の基準に従って算出した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うための費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

(損害賠償責任の免除)

第36条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条で準用する同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

- 2 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条で準用する同法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第198条で準用する同法第113条で定める最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(設置)

第37条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第38条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第39条 理事会は、理事長が招集するものとする。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(議長)

第40条 理事会の議長は、理事長とする。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会の議長となる。

(定足数)

第41条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(決議)

第42条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、利害関係のある理事を除く理事の全員が当該提案について書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

3 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

4 前項の規定は、第31条第5項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。前条第2項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条並びに第16条についても適用する。

3 第1項の規定にかかわらず、第46条の規定はこれを変更することができ

ない。

(解 散)

第 45 条 この法人は、基本財産の滅失により、この法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 46 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第 47 条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第 48 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公 告)

第 49 条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

第 10 章 事務局その他

(事務局)

第 50 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員をおく。

3 事務局長は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(委 任)

第 51 条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第11条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事	目黒 依子	日高みさお	若菜 允子	安陪 陽子
	市川ミサオ	大日方すみ江	久保 公子	笹間 薫
	進藤久美子	仁科 弥生	橋本ヒロ子	矢澤 澄子
	山口 みつ子			
監事	住田 啓子			
- 4 この法人の最初の代表理事は、目黒 依子、常務理事は、日高 みさお、若菜 允子とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

上野スズ子	枝松 栄	大山 七穂	栗林 和子
鈴木那智子	松本 惟子	村越まり子	毛利 亮子
山口美代子	隈部 紀生	三浦 まり	

〈別表第1 基本財産(第7条関係)〉

財産種別	場所・数量等										
土地	所在 渋谷区代々木二丁目 地番 21番13 地目 宅地 地積 424.06㎡										
建物	所在 渋谷区代々木二丁目 21番地13号 家屋番号 21番24 種類 会館 構造 鉄骨・鉄筋コンクリート造 陸屋根地下1階付4階建 床面積 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td>1階</td> <td>213.67㎡</td> </tr> <tr> <td>2階</td> <td>221.26㎡</td> </tr> <tr> <td>3階</td> <td>221.26㎡</td> </tr> <tr> <td>4階</td> <td>32.79㎡</td> </tr> <tr> <td>地下1階</td> <td>185.61㎡</td> </tr> </table>	1階	213.67㎡	2階	221.26㎡	3階	221.26㎡	4階	32.79㎡	地下1階	185.61㎡
1階	213.67㎡										
2階	221.26㎡										
3階	221.26㎡										
4階	32.79㎡										
地下1階	185.61㎡										

〈別表第2 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産(第7条関係)〉 史資料 82, 488点

2017(平成29)年6月29日改正